

放課後児童クラブ医療的ケア児訪問看護業務委託（単価契約）仕様書

本業務は、放課後児童クラブを利用する医療的ケア児が安心して保育を受けられるよう、看護師を派遣し医療的ケアを実施するものである。

なお、本業務の実施に当たっては、関係諸法令の遵守および官公署等の指導に基づき、適正に実施すること。

1 実施場所

保戸野地区内の放課後児童クラブ施設 1 か所

2 対象児童数

1 名（女児）

3 必要な医療的ケア

導尿

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（医療的ケア実施計画書の作成期間を含む。）

※ただし、対象児童が放課後児童クラブを退所した場合、又は、医療的ケアの実施が不要となった場合は、その時点で契約終了とする。

5 業務内容

(1) 医療的ケア実施回数等（見込）

週当たり 2 日～ 6 日程度

※平日の放課後（月曜日～金曜日） 1 日 1～2 回、午後 1 時から午後 6 時までの間に実施。

※学校休業日（土曜日及び長期休等） 1 日 3 回、午前 9 時から午後 6 時までの間に実施。

1 回当たり 3 0 分程度

(2) 派遣する看護師

できる限り同じ女性の看護師を派遣すること。シフト制等により複数の看護師を充てる場合も同様とする。

また、派遣予定の看護師が急遽派遣不可となった場合には、代替の看護師を派遣すること。

(3) その他

- ア 実施する医療的ケアについては、医師の指示書に基づくものとする。
- イ 実施日時、回数等については、保護者および放課後児童クラブと都度調整する。
- ウ 業務実施に当たっては、施設利用者の安全確保に留意すること。
- エ 医療的ケア実施計画書（本市指定様式）を作成すること。
- オ 医療的ケア実施報告書（日報、様式任意）を作成すること。
- カ 毎月の業務完了後、翌月10日までに業務完了報告書（本市指定様式）を提出すること。
- キ 委託料は契約金額に医療的ケア実施回数に乗じて得た金額とし、毎月払いとする。

6 事故等発生時の責任

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により生じた事故等については、その責任を負うものとする。

7 留意事項

- (1) 対象児童が休み等の事由により、予定していた医療的ケアが不要となる場合は、保護者が前日までに受託者へ連絡するものとする。
- (2) 諸経費は契約単価に含むものとする。
 - ア 実施計画書等の作成に要する経費
 - イ 被服、マスク等の消耗品費（医療的ケア実施に必要な器具類は除く。）
- (3) 業務実施に当たって疑義が生じた場合は、必要に応じて担当課と協議の上、決定すること。
- (4) 業務の実施において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。